旭日双光章を授ける
（福島県浅川町議会議員）　鈴木　國夫
旭日単光章を授ける（各通）（以上四月十五日）
当選一回　福田　征一
（長崎大学名誉教授）　五十嵐　章
瑞宝中綬章を授ける
今井　要　十河　宏行
（静岡大学名誉教授）　山本　達夫
瑞宝小綬章を授ける（各通）
伊藤　地泰彦　淺岡　赤羽　中
（警視正）　小松　春日　敦司　喜秀
瑞宝双光章を授ける（各通）
原　長岡　秀昭　鈴木　雅一　齊藤　滑川　洋
田　茂雄　沼田　和穂　一　渡部　洌
久禮　秀雄
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月十三日）
和地　滌二　鰐井　一　菊田
仲次
阿比留　道治　臺　酒井　英臣　男　俊　宮田　信義　博　添島　川田
大塚　忠一　鈴木　貞男　尚
吉田　桂子　益田　後藤　柳原　今村　加生　佐藤　中村　渡辺　小川　山崎　良吉　田子　羲　政士　明　俊　忠　一　哲　位　晴　哲　道夫　龍雄　郎　三　章　淳一　保幸　清俊　近藤　高野　瑞慶覧長用　上村　若林　古瀬　新村　藤本　森杉　藤原　原　若林　丸山　武　春夫　健二　行雄　高谷口　健　千田藤　重忠　清　秋月　川野　（警視庁警部補）　山下　健雄
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月十五日）
瑞宝双光章を授ける（四月十八日）
（在日アメリカ合衆国軍司令官兼第五空軍司令官）　ニール・アトーシェレーラン　ソサルバ
旭日大綬章を贈与する（五月十二日）
将メ方空軍中ア

官報告

産　業

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成27年5月20日に下記の日本工業規格を制定及び改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成27年5月20日

経済産業大臣　宮沢　洋一

記

1．制定された日本工業規格

溶接鋼管溶接部のフィルム式放射線透過検査方法	G 0803
溶接鋼管溶接部のデジタル式放射線透過検査方法	G 0804
一般機械構造用炭素鋼鋼管	G 3478
焼入性を保証した機械構造用鋼管	G 3479
鉄鉱石－ロットの質量及び品質特性値の決定方法	M 8704
長繊維強化セラミックス複合材料の高温における圧縮特性の試験方法	R 1721
長繊維強化セラミックス複合材料の高温における引張クリープ特性の試験方法	R 1723
包装の環境配慮－第1部：一般的要求事項	Z 0130－1
包装の環境配慮－第2部：包装システムの最適化	Z 0130－2
包装の環境配慮－第3部：リユース	Z 0130－3

2．改正された日本工業規格

ハンドリフタ	B 8926
中・常温圧力容器用高強度鋼鋼板	G 3124
機械構造用合金鋼鋼管	G 3441
水配管用亜鉛めっき鋼管	G 3442
ステンレス鋼サニタリー管	G 3447
高温圧力容器用高強度クロムモリブデン鋼及びクロムモリブデンバナジウム鋼鋼板	G 4110
鉄鉱石－ロットの水分決定方法	M 8705
鉄鉱石及び還元鉄－ふるい分けによる粒度分布の測定方法	M 8706
福祉関連機器用語－義肢・装具部門	T 0101
車いす用可搬形スロープ	T 9207
案内用図記号	Z 8210

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、愛媛労働局の関係事業主を代表する者大塚浩司の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第5条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第2条第1項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名いたしたいので、資格がある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成27年5月20日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

1　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第3条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の事業主の加入している事業主の団体であって、愛媛労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書2部を添えて提出すること。

3　推薦締切日　平成27年5月29日

4　推薦書及び添付書類提出先　愛媛労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

（注）1　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

国家試験

平成27年度裁判所職員採用一般職試験（裁判所事務官、高卒者区分）公告

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第47条の規定に基づき、次のとおり告知する。

平成27年5月20日　最高裁判所

第1　試験の名称　裁判所職員採用一般職試験（裁判所事務官、高卒者区分）

第2　対象官職　裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の標準的な官職を定める規則（平成21年最高裁判所規則第6号）の別表1の項第3欄第6号、第11号及び第15号に規定する職制上の段階に属する裁判所事務官のうち、定型的な事務を行うことをその職務とする官職

第3　給与　この試験に合格して採用された場合には、原則として、裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の給与に関する法律第6条に規定する行政職俸給表(一)の1級5号俸の俸給が支給される。このほか、裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の給与に関する法律等の定めるところにより、諸手当が支給される。

第4　受験資格

1　次に掲げる者

(1)　平成27年4月1日において高等学校又は学校教育法に基づく中等教育学校（以下「中等教育学校」という。）を卒業した日の翌日から起算して2年を経過していない者及び平成28年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者

(2)　最高裁判所が(1)に掲げる者に準ずると認める者

2　欠格事由　1の定めにかかわらず、次のいずれかに該当する者は、受験することができない。

(1)　日本の国籍を有しない者

(2)　国家公務員法第38条の規定に該当する者